

平成25年第1回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成25年5月8日（水曜日） 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第35号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第34号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 第5 議案第33号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について
- 第6 議案第36号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第37号 財産の取得について

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一春	君
副町	長	佐藤	明美	君
総務課	長	森谷	清和	君
企画財政課	長	伊田	彰	君
町民課	長	佐藤	純一	君
福祉保健課	長	八畝	光邦	君
福祉保健課業務監		渡辺	克人	君
農林商工課	長	村口	鉄哉	君
建設課	長	佐藤	正好	君
上下水道課	長	遠藤	琢磨	君
会計管理者		平塚	晴康	君
教育	長	林	秀貴	君
管理課	長	山内	啓伸	君
社会教育課	長	上野	敏夫	君
社会教育課業務監		元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長		中山	信也	君
農業委員会事務局	長	竹村	治実	君
監査委員		山田	稔	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	森谷	勇	君
議会事務局	係長	中島	千花子	君

◎開会の宣言

○議長（橋本憲治君） 先人の思いをはせ、開拓記念日のつどい、皆さんご苦勞様でございました。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成25年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 工藤議会運営委員長から本日の議会運営について、報告をいただきます。

○議会運営委員長（工藤弘喜君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成25年第1回臨時町議会の運営について、協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は5件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成25年第1回臨時町議会招集の挨拶を受けることになっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思ます。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 以上で報告を終わります。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、飯田教育委員長、谷本農業委員会会長及び仁木選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告を行います。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が5件であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、小林一甫君、2番、佐藤静基君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（橋本憲治君） ここで、本臨時会招集にあたり、菊池町長から、ご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回臨時町議会を招集申し上げましたところ全議員のご出席をいただき、あらためて厚くお礼を申し上げるものでございます。

ただいま、議長からもお話がありましたように、今日は早朝から開拓記念のつどいを開催させていただき、大変寒い中のご出席もあわせて心からお礼を申し上げます。この天候不順は、農家の方のみならず、町の中で歩いていても何と寒い年なのだろうということで、低温やあるいは雪、雨の長期化が進んでおりまして、私自身も町に来て41年ほどたちますが、こんなに連休中に雪が降るようなことはないというふうに思っておりますし、出来秋が大変心配される状況でございまして、1日も早く天気回復を祈るばかりでございます。

またさらに、私は一昨年以來、東日本大震災の被災地をゴールデンウィークを利用して訪問し、今年で3年目になりましたが、5月1日から5日まで、東北を車で走ってまいりました。

特に、2町、岩手県大槌町と山田町を訪問し、最初に山田中学校を訪問させていただきました。山田中学校はご存じの方もいるかもしれませんが、私どもの中学校の一教諭が山田中学校の教諭と大学時代の同期生だったということもあって、19年3月の被災の時には、子どもたちが自ら街頭に立ったり皆でカンパをし、そして、千羽鶴を3束送ったのでしょうか。そんなことがありまして、山田中学校からも礼状等が届いていたことを私も掌握しておりましたので、改めて山田中学校を訪問し、教頭先生とお会いし、お話をさせて

いただきました。子どもたちは大変元気でがんばっているという報告でしたが、やはり子ども自身は、中学生は1人も被災で犠牲になる方はいなかったが、家族の方が亡くなっているのがおられて、見た目はがんばっているが、やはり内的な精神的な苦痛とかつらさというのは、私どもから見てもあるのだというお話をしておられました。いずれにしても大変すばらしい校舎と元気な子どもたちの歓声がとてもうれしく思って、次の地大榎町おおつちに向かいました。

大榎町おおつちでは、ご存じのとおり平成19年のあの震災の時に加藤町長が執務中に幹部職員全員と共に命を落としたという町でございまして、そんなこともありまして、私は3年間この町に出向いておりました。仕事の関係で申しますと大体、一般会計ベースで人口1万6千人ぐらいの町ですから50億円の予算規模ですが、もう平成25年度は、1千億円の予算になっている。すなわち、50億円が1千億円ですから、20倍になっているが、発注しても業者が集まらないという状況が続いている。1億円、2億円の事業では、もう地元業者はもちろんですが、もう県内でも業者が集まらないという、ちょっと不思議な状況が今なお続いていて大変苦慮している。学校を改築して、国の予算で7億円で建てた庁舎というか、はいきよ廃墟になった学校を修繕して、7億円をかけて今、役場庁舎として使っているらしいのですが、おそらく7億円の受注を今の時点で発注しても業者の入札が執行できないという状況があったのではないのかという苦悩を語っておられました。

いずれにしても役場庁舎が被災されて、残すか残さないかということで、町の世論はかなり拮抗きっこうして、残すべきだというよりは、取り壊したほうが良いというのが多いようなのですが、町長は、何としてもその庁舎は、生涯この被災を忘れてはならないということで、残したいという話をしていました。14mの高さの防波堤と申しますか、防潮堤を建設するという。そして、被災された住民の方々は、山側の土地を購入し、あるいは町が斡旋し、そして新しい商店街のモールをつくり上げるということで、今、準備を進めているらしいのですが、土地の買いあさがまた一方ではものすごいスピードでやってきて、なかなか土地が買えないとか、いろいろな中でこの被災をどう乗りきるかということについては、本当に苦労されていることがよく分かりました。

いずれにしても私どもの町から被災地の全市町村に町長、そして、市長、議長あてに私どもの声明文やあるいはお手紙を議長と連名で出しましたところ、丁重に皆様方にくれぐれもよろしく申し込みたいということを受けて帰ってまいりました。

長くなりましたが、それでは、本臨時町議会にあたりまして、今回提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の補正予算についてであります。2,645万6千円の減額補正を提案させていただきます。

その主な内容につきましては、総務費では、チェーンソーなどの現場作業にあたる職員の労働安全特別講習受講負担金の追加補正。

企画費では、西富実践会における草刈機整備が「コミュニティ助成事業」の助成対象となったことに伴う、歳入歳出同額の追加補正。

さらに、民生費では、温泉保養センターの洗濯機購入に伴う、備品購入費の追加。

農林水産業費のうち、農業振興費では「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心経営体が融資を活用して農業用機械を導入することに対する経営体育成支援事業助成金の

追加補正。

さらにまた、農業基盤整備事業では、農地水保全管理事業の新規地区として、弥生地区の事業が認可となったことに伴う、農地水保全管理支払事業負担金の追加補正。

さらに、土木費ですが、国の緊急経済対策に伴って、平成24年度の町の補正予算により、平成25年度当初予算で計上しておりました町道補修事業並びに旧訓子府駅周辺整備事業予算を前倒したことに伴う、減額補正などを提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計の補正予算でございますが、262万5千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、制度改正に伴うシステム改修に追加補正を提案させていただいているところでございます。

次に、条例改正についてであります。町税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして、条例の改正を提案しているところでございます。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴いまして、条例改正を提案させていただいているところでございます。

次に、財産の取得についてであります。除雪ドーザ取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、予定価格が700万円以上の動産の買入れに関して、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案5本の提案でございますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第35号、議案第34号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第3、議案第35号、日程第4、議案第34号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第35号から、順次説明を願います。

議案第35号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、11ページ上段からの第1条で、町税条例、14ページ中段の第2条で、町税外公法上の収入徴収条例、同じページの第3条で、訓子府町後期高齢者医療に関する条例のそれぞれ一部を改正するものであります。町税外公法上の収入徴収条例、訓子府町後期高齢者医療に関する条例につきましては、地方税の延滞金の割合の特例が改正されたことにより、それぞれの条例を改正するものでありますので、町税条例の一部改正を中心にご説明を申し上げます。

11ページから15ページの改正条文を記載しておりますが、その内容につきましては、

16ページからの「町税条例等の一部を改正する条例の概要」でご説明いたします。

まず、項目1の寄附金税額控除の見直しであります。個人の町民税の寄附金税額控除の計算は、寄附金の額から2千円を控除して、寄附者の所得税の限界税率に応じて算定することとされていますが、東日本大震災からの復興のため、所得税に2.1%の復興特別所得税率が加算されることとなったことから、寄附金税額控除の算定においても復興特別所得税率を加算する措置が講じられることになったものであります。施行日は平成26年1月1日とされております。

次に、項目2の非課税措置等の廃止であります。固定資産税及び特別土地保有税における独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等にかかる特例措置を廃止するものであります。施行日は平成25年4月1日とされております。

次に、項目3の国民健康保険税における軽減措置の延長であります。国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割の4分の1を軽減する措置を取ることとしたものであります。施行日につきましては、平成25年4月1日となっております。

項目4の延滞金の割合等の見直しであります。条例本則で延滞金の割合は、基本的に14.6%、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは、7.3%と定められておりますが、附則において延滞金の割合等の特例が定められており、この特例の各年の特例基準割合、この特例基準割合といいますのは、前年の11月30日時点の公定歩合に4%を加算した額でありまして、ちなみに、平成24年は4.3%となっております。この特例基準割合が7.3%に満たない場合、14.6%の割合にあつては、特例基準割合に7.3%を加算した割合とし、最初の1か月の7.3%の割合にあつては、特例基準割合に1%を加算した割合とするものであります。

はじめにご説明いたしましたように、この延滞金の割合の見直しによりまして、改正条例第2条及び第3条にある「町税外公法上の収入徴収条例」「訓子府町後期高齢者医療に関する条例」についても延滞金の割合を見直すものであります。施行日につきましては、平成26年1月1日となっております。

項目5の個人の町民税の住宅借入金特別税額控除の見直しであります。適用期限を居住年が平成25年度までとされていたものを平成29年まで4年間延長するとともに、控除できる町民税を平成39年度まで延長することとしたものであります。施行日は平成27年1月1日であります。

次に、項目6と7の東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例であります。条文の規定を表で整理するとともに、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その土地を相続人が譲渡をする時には被相続人がその土地を取得した日から所有していたとみなして、長期譲渡所得の課税の特例を受けられるよう改正するものであり、施行日は平成26年1月1日となっております。

17ページの下の方であります。租税特別措置法等の改正に伴いまして、条例中の対応する条項番号のずれを整理したものであります。

15ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行することとし、平成25年4月1日から適用するものであります。一部施行日が平成26年1月1日、平成27年1月1日となるものがありますが、先ほどの概要の中でご説明したとおりであります。

また、第2条以降は、延滞金に関する経過措置、町民税に関する経過措置、固定資産税に関する経過措置、国民健康保険税に関する経過措置をそれぞれ規定しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第34号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算についてを上程いたします。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 議案書の7ページをお開き願います。

議案第34号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように262万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,602万5千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、8ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、9ページの歳入から説明させていただきます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目の財政調整交付金につきましては、今回、歳出で計上しております制度改正に伴います国民健康保険システムの改修経費が特別調整交付金により全額交付対象となりますことから、262万5千円を追加するものであります。

次に、同じページの下段になりますが、歳出について、説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の13節、委託料につきましては、地方税法の一部改正によりまして、議案第35号の町税条例等の一部改正でも説明させていただいておりますが、1点目に、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、国保に残る被保険者が1人となる世帯、いわゆる特定世帯について、世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後、3年間、4分の1減額する措置が講じられたこと。

2点目に、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、国保から後期高齢者医療へ移行した者を含めて、軽減対象基準額を算定することとしている措置について、移行後5年目までの期限付きとしておりましたが、恒久的な措置とされました。

これらの改正に対応するため、国民健康保険システムの改修が必要になりましたことから、その経費の262万5千円を追加するものであります。

以上、平成25年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第35号、議案第34号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、一括議題の議案第35号、議案第34号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第35号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤議員。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、議案第35号について、質問したいと思えます。

町税条例の一部改正のための条例の改正なのですが、その中の3項目目で質問させていただきます。国民健康保険税における軽減措置の延長の問題ですが、今まで従来であれば5年間2分の1の軽減というかたちで措置されていたものが、これからは、3年間、世帯別平等割額の4分の1ということで、軽減が減額されるということになっていますが、本町の場合これによって、どのような影響になってくるのか。どういうふうにとらえているのか質問いたします。2分の1から4分の1に減額されるということで、それだけ不安が増えるということが当然出てくる訳ですが、予想される世帯数とその金額、減額額も含めてお聞きしたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 今この減額措置による影響ということでございますが、6年目からの4分の1の適用を受ける世帯は、今の現状では、28世帯ほどというふうにとらえてございます。影響額であります。この表といいますか、条例の中に載っておりますように減額する額というのが小さいものですから、まず1つには、28世帯がそれぞれ減額をしたことによる国保財政に対する影響というのは、まず、すごく小さいだろう。それほど大きな影響はないだろうというふうに思います。それから元々の被保険者から見れば、5年たった時点で軽減がなくなる予定だったものが、半額とはいいながら軽減が3年間延長されるということで、被保険者にとってもわずかではあります。メリットはあるのかというふうにとらえております。

金額的には、ちょっと正確には算出はしておりません。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤議員。

○3番（工藤弘喜君） もう1点だけ、2回質問できますので、この4分の1に減額する措置ということでいけば、今、課長から説明がありましたが、本来であれば5年目で全部が終わるのだから、この延長、3年分については、どちらかと言えば良かった、助かったというふうな思いでとられる。それについては、異論はないですが、ただ、減額の割合が4分の1になったということの4分の1の説明というのが国の担当からどのようなかたちで、なぜ4分の1になったのか。なぜ2分の1がだめだったのか。この点について、どういうふうな説明を受けたのかお聞きしたいのですが、もしつかまえている範囲でよろしいので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 先ほども申し上げましたように5年間の2分の1の軽減措置ということで、平成20年に後期高齢者医療制度ができて、ちょうど5年がたったというところで、いきなり2分の1の措置がなくなるということは、ちょっといかがかという部分で激変緩和措置がとられたというふうなとらえ方をさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第35号の質疑を終了いたします。次に、議案第34号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第34号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

7番、工藤議員。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。反対討論ということで、討論させていただく訳ですが、先ほど課長のほうからも説明がありまして、中身については、国からの改正の中で出されているものということで、十分承知しておりますので、それは理解できますが、特に、この議案第35号の中で、先ほどもちょっとふれましたが、いわゆる措置を3年間延ばすということについては、期間の延長ということについては、これは反対するものでも何でもないのですが、やはり2分の1から4分の1に減らすということは、やはり負担増につながるという、確かに本町でいけば28世帯という世帯数になりますが、負担増に結び付くという点では、やはり問題があるのではないかという点が1点であります。これはやはり特に高齢者、この該当する部分というのは、一定程度高齢になってくる世帯に対しての世帯割でありますから、所得割と違って本町であれば2万9千円が世帯割、平等割になります。その2分の1から4分の1に減額されて、その分が負担になってくるということでもありますので、やはりこれはいかなものかなというふうに思います。

それともう1点、大事なことだと私は思っているのですが、後期高齢者医療制度の問題がやはりあるのです。この問題は、前政権の時にも平成25年度でやめにしようか見直そうという流れになっていく中で、その後、政権が変わって、存続するようなかたちになった訳であります。そういう経過からいたしましても、ここで少なくともそういう制度が継続してやっていくという中であって、少なくともそういう中であっていても減額措置をして何とか負担を緩和するという方向というものだけを取り上げて、それを負担増に結び付けていくようなことというのは、やはり本来おかしいのではないか。やはりそれは本来国が、財源措置をとって2分の1に戻すべき筋のものではないかというふうに、全体の流れと同時に後期高齢者医療制度の問題が議論されてきた経過をみた時に、やはりおかしいのではないかと思っているのが、私の考えでありまして、その点を踏まえて、反対せざるを得ないのかというところでもあります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、上原議員。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。今、工藤議員から指摘のあった点、ある意味では、当然問題点があるというふうに思いますし、さまざまな意味において、例えば、国民健康保険の滞納等も考えれば、ここで減額軽減をさらに2分の1から4分の1になっていくということ自体も問題あるというふうに思いますが、いかんせん国としての方針であり、これに対しては、町民が真っ向から政策に対して、国政に対して判断するということに委ねざるを得ないだろうと思います。そういう意味では、この国からの指示に従っての町税条例の変更等については、やむなしという観点から、私はこの議案に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。今のこの条例改正について、賛成の立場で一言だけ言いたいと思います。ご承知のように国民健康保険の事業維持というのが、非常にやはり大変な状況になるということは、皆さんご承知と思います。将来、私を含めて高齢化がどんどん進んで行く中で、確かに理想としては、希望的なこととしては、2分の1があれですが、この5年が経過した段階で、このまま2分の1を維持するということが本当にこの事業が安定して継続できるかということを考えますと私は3年間ではありますが、4分の1が継続される。こういう状況もやむを得ない状況だと私は考えますので、この条例改正については、賛成をいたします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

まず、討論のあった案件から採決をいたします。

最初に議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成者の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号、議案第36号、議案第37号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第5、議案第33号、日程第6、議案第36号、日程第7、議案第37号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

議案第33号から、順次説明願います。議案書1ページでございます。

平成25年度訓子府町一般会計補正予算についてを議題といたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第33号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入歳出の予算の補正についてでございますが、第1条では、歳入歳出それぞれ2,645万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億2,574万4千円とするものでございます。

第2項にございますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの「第1表」のとおりであります。これについては、ご覧をいただくことにしまして、この後の3ページ以降の事項別明細により、説明させていただきたいと思っております。

次に、その下の地方債の補正についてでございますが、第2条で、地方債の補正は「第2表 地方債補正」によることといたしまして、次のページの一番下の表をご覧いただきたい。次のページ、2ページになりますが、ご覧いただきたいと思っております。

ここでは、起債額の変更を明記しておりますが、旧訓子府駅舎周辺整備事業の限度額を3,150万円から1,200万円に変更し、起債の方法、利率については、変更ございません。

なお、この額の詳細につきましては、この後の事項別明細の中で説明させていただきたいと思っております。

ここでまず、6ページをお開き願いたいのですが、6ページにあります地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございますが、この一番下の右側、平成25年度末現在高見込額は、46億1,194万5千円となっております。

それでは、事項別明細の説明をさせていただきますが、まず最初に歳出から説明させていただきますので、4ページをお開き願いたいと思います。

まず、4ページの一番上の表になりますが、2款、総務費の1項、1目、一般管理費、一番右側の説明欄、事業区分の職員管理研修事業では、現場でチェーンソー、刈払機を使用して作業することのある職員や土木や牧場などの臨時作業員等に対しまして、労働安全衛生法に基づく、安全衛生特別講習を受講させるという部分の受講料でございまして、チェーンソーの講習では、1人あたりの受講料、単価1万6千円の該当者10名分、それと刈払機の講習では、1人あたりの受講料が単価9千円の該当者22名分、あわせて35万8千円を負担金、補助及び交付金で追加するというものでございます。

次に、その下の8目、企画費、事業区分、まちづくり推進一般経費で、これでは西富実践会の刈払機の購入が、財団法人の自治総合センターの「コミュニティ助成事業」の対象となったということがございまして、26台分の160万円をこの助成事業の補助金として追加するというものでございます。

次に、真ん中の表になりますが、3款、民生費、1項、3目の温泉保養センター費の事業区分、温泉センター運営事業では、このセンターの洗濯機が4月に壊れたことがございまして、1台購入するというので、急きよですが備品購入費、9万6千円を計上してい

るものでございます。

次に、一番下の表になります。

これは、6款、農林水産業費、1項、3目の農業振興費の右側になりますが、事業区分、経営体育成支援事業では、国の「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心経営体が金融機関からの融資を活用して農業用機械を導入した際に、国庫補助金が受けられる事業というものでございまして、今回、この補助金の認可になったということから、訓子府地区の事業費1,700万円、対象者が4件ございます。補助率10分の3で、国の補助金と同額の504万6千円を負担金、補助及び交付金として、追加しているものでございます。

次に、5ページになります。

6款、1項、5目の農業基盤整備事業費の事業区分、集落営農活動支援事業では「農地・水保全管理支払事業」の新規地区としまして、弥生地区の追加事業が認可になったということがございまして、負担金、補助及び交付金で44万4千円の追加をするというものでございます。

次に、下の表になります。

8款、土木費、3項、2目の道路維持費の事業区分、町道補修事業では、第1回定例議会の追加補正の中でも説明していたところでございますが、この事業は、平成25年度新年度予算成立時には、国の補正予算の対象となることが、まだ決まっていなかったということがございまして、平成24年度の補正予算と平成25年度当初予算で重複の計上をしていたということが説明したところでございますが、その分を今回減額するというものでございます。

なお、この新年度予算では、減額する分として、500万円を計上しておりましたが、雪解け後の道路の調査をしたところ、道道西19号線のひび割れができていたということがございまして、その修繕費として、100万円を除く、修繕費100万円を残しまして、500万円から100万円を除いた400万円分を減額するという提案の仕方になってございます。

次に、その下の3目の道路新設改良費の事業区分、旧訓子府駅舎周辺整備事業では、前段の道路補修事業と同様に追加補正と新年度予算の重複計上となっておりました5千万円分を減額するものでございまして、この事業は、事業全体が3カ年の継続事業とすることが要件となっておりますので、平成24年度の繰越補正で5千万円を実施した。追加したところでございますが、それによりまして、これは24年ですから、それぞれ1年ずつ繰り上がる。継続事業ですから繰り上がるということになりますので、本来、平成26年度で2千万円で行う事業予定が、平成25年で行う。前倒しすることになりますので、差し引きしますと5千万円の落とす分とこれは委託料と工事費の4,500万円の5千万円ですが、これの減額と今回、来年度分を前倒しした2千万円分の工事費の追加、これは差し引きしますと3千万円を今回の補正予算で減額させていただくものでございます。

なお、この2千万円の追加事業につきましては、工事請負費で緑地部分のフェンスと植樹、植栽、それと芝の整備などを実施する計画となっているところでございます。

次に、歳入の説明になりますので、3ページに戻っていただきたいと思いますが、一番上の表になります。

13款、2項、3目の土木費国庫補助金の2節、道路橋梁費補助金では、歳出のところで説明しました旧駅舎周辺整備にかかる当初予算分の5千万円に対する補助金、1,850万円を減額いたしまして、新たに2千万円分の事業に対する補助金、これは補助率40%ですが、800万円を追加するというので、差引きして1,050万円の減額計上となっております。

次に、一番下の表になりますが、20款、1項、3目の土木債では、同じく当初予算分の5千万円分に対する起債が3,150万円、これを減額しまして、新たに事業費2千万円分の起債で、これは800万円、国庫補助金800万円になりますので、その差引き分が充当率100%で考えまして、1,200万円の追加となりますので、差引きすると1,950万円の減額という今回の計上の仕方でございます。

次に、上の2段目の表になります。

14款、2項、4目、農林水産業費道補助金の強い農業づくり事業（経営体の育成）補助金では、歳出のところで説明いたしました「人・農地プラン」に位置付けられた事業の補助で歳出と同額504万6千円を追加するものでございます。

次に、3段目の表になります。

17款、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正にかかる財源調整として、310万2千円を減額しているところでございます。

次に、19款の5項、5目雑入のコミュニティ助成事業助成金では、これも歳出のところで説明しましたが、西富地区の刈払機26台に対するもので、160万円を計上しているものでございます。

最後に、別に配付しておりますが、資料1というのがあると思いますが、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）というのが資料1であると思いますが、これは5月8日現在の一般会計の基金保有見込額は、右の下から4段目にありますように、35億1,750万4千円となっているものでございます。

以上、平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第36号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 議案書の18ページをお開き願います。

議案第36号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法については、東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延が想定されることから、過疎関係市町村の実情に鑑み、法の有効期限を平成33年3月31日まで5年間延長されることとなったことに伴い、訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

附則第4項の条例の失効期限を「平成28年3月31日」から「平成33年3月31日」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものであります。

以上、訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第37号 財産の取得について。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第37号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。議案書の19ページをご覧くださいと思います。

議案第37号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、事業名でございますが「除雪ドーザ購入事業」であります。

契約の相手方につきましては、4社による入札の結果、北海道TCM株式会社 代表取締役社長 神田康之氏で、契約金額は、2,152万5千円でございます。

なお、予定価格につきましては、3,030万3千円ございました。

機種につきましては、TCM除雪ドーザ、13トン級であります。

型式等の欄に記載のとおり、サイドスライドアングリングプラウ付ドーザでございます。

型式及び出力につきましては、本年4月1日開始の第4次排ガス規制の適用車種で、10月からの販売予定となっている関係上、5月中旬にならなければ公表されませんので現時点では未定でございます。

なお、出力につきましては、入札の際の仕様書において125キロワット、馬力に換算しますと170馬力以上としてございます。

付属品につきましては、国の交付金の対象外ではありますが、Vプラウ、バケット、そのほか、ホイール付の夏タイヤなどを付属してございます。

納期につきましては、全国的に発注が多く生産が間にあわない状況も加味しまして、平成26年3月25日としてございます。

以上、議案第37号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第33号、議案第36号、議案第37号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第33号、議案第36号、議案第37号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第33号の質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、西山議員。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。5ページの農林水産業費の中で、5目、負担金、弥生地区の集落営農活動支援事業についてお伺いします。

構成員がどのぐらいいるのかということと44万4千円の積算根拠を教えてください

いということです。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 5ページの負担金、集落営農活動支援事業の2点のご質問であります。

1点目については、ちょっと資料を持ちあわせてなかったもので、申し訳ございません。

2点目の44万1千円の基礎数字ということで、説明をさせていただきます。当初、150haで想定しておりました。その想定につきましては、水利組合を基本としての面積ということでもあります。最終的に地域との協議におきまして、地域でその受益部分の地域を確定していただきまして、最終的に298haの受益区域となっております。その増えた148ha部分の事業費の増ということでもありますので、148ha掛ける1ha当たり単価1万2千円、その市町村負担として、4分の1でありますので、44万4千円というような数字になります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質問ございませんか。

9番、山本議員。

○9番（山本朝英君） 確認なのですが、5ページの農林水産業の関係なのですが、道路橋梁費の関係、これは19号というような補修のあったのですが、多分自分の考えでは11線から道道までの間かというような感じがするのですが、間違いなければいいのですが、その点をもう少し具体的に知らせてください。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、議案書5ページの道路維持費の町道補修事業の関係でお尋ねをいただきました。

場所なのですが、副町長の説明で、西19号線ということでお話をさせていただきました。場所的には西19号線の訓子府から北見を結ぶ路線ということで、経年劣化によります横断クラックの発生個所が非常に多いということなのですが、実はこの他にも例えば町道展望台線、レク公園の入口のところなのですが、その入口のところでは若干崩落している部分もあるということもあまして、ここの19号だけのこの部分的なものではなくて、19号を含めて全体的にクラックの入っている個所の修繕と展望台の道路の崩落個所の修繕と言うことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本議員。

○9番（山本朝英君） 19号の11線から道道の間の悪いところという解釈でいいのですか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ちょっと大変申し訳ないのですが、手元に書類が持ちあわせておりませんので、具体的に細かいところまで説明できないのですが、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 先ほど、1点目にご質問のありました集落営農、5ページになりますが、構成員、農業者20名ということでもありますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質問ございませんか。

8番、河端議員。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。5ページの道路新設改良費の中でお伺いいたします。これは道路の新設と継続のフェンスと2年先送りで行われる事業ですが、具体的にどのような進め方で2年分の事業を行うのか。その概要をお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書5ページの道路新設改良費の関係で、今後の予定ということでお尋ねをいただきました。2カ年の事業ということでやるのですが、24年度の繰越予算で決定いただいた、いわゆる幸町線道路の整備ですとか、バスロータリー整備、それと駐車場の整備、あと2番ホームの撤去、この工事費でいうと4,500万円、これは24年度の予算ですが、その分については、6月上旬に入札を執行して工事発注したいということでありまして、工期的には、年内にはということと考えてございます。

それと25年度の予算で、今回、補正後の予算ということになります。2千万円についてでございますが、これにつきましては、ただいま実施しております実施設計の結果を受けて、これから発注するということになるものであります。そういった意味では、時期的には、今いつ入札するとかまで申し上げられないのですが、まだ、この後の状況を見極めながらやっていく。そして、内容的には、先ほど説明しましたとおりの樹木というのは、これは高木、高い木の移設でございますが、それとフェンスの移設、それと敷地の造成、そういったものをあわせて2千万円ということでございます。

それと先ほど山本議員からお尋ねをいただきました西19号の関係でございますが、道道北見置戸線からモイワまでを含めて劣化箇所、クラックの入っている部分だけの補修ですから、比較的広い範囲での実施ということで、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、西山議員。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。4ページの第2款、総務費の中で区分19、負担金、補助金の職員管理研修事業ですが、これは定期的に行っているものなのか、今年度だけのものなのか、内容というか、今までの経過も含めて教えてください。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 補正の説明の中でも申し上げましたように、安全衛生法に基づくチェーンソー、刈払機の作業に関する安全教育について、労働基準監督署の通達の中で指導が結構厳しい通達が来ているものですから、その関係で今回補正させていただくものでございます。これについては、今年度限りということで、今のところ予定しています。ただ職員がまた入れ替わったりとか何かということになれば、その場合については、出てくるかもしれませんが、現行の体制の部分については、今回限りということで予定しています。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、山本議員。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。3ページになりますが、中段にあります農林水産業費の道補助金の関係で、強い農業づくり事業、人・農地プランとは、どういう中身かもう少し具体的にお知らせをいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 3ページの道支出金、第2項、道補助金の強い農業づくり事業（経営体の育成）補助金の強い農業づくりの事業ということで内容をというようなご質問であります。

これも先に補正予算の説明にありましたとおり「人・農地プラン」によります位置付けにおいて、中心経営であります農業者の経営発展の支援事業ということで、新たに農業用機械を導入する事業ということであります。これは、経営規模の拡大や経営改善、そのようなかたちの農業の維持的発展を確保する事業であります。

この事業については、平成24年度の補正予算の事業ということの追加でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第33号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

5番、上原議員。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。内容の確認をしたいと思ひます。

これは24年度繰越明許で承認済みという案件であります、非常に金額に差が出てき

ているという点で、何か当初の目的といいますか、当初の予算を組んだ時から見るとどういふふうに変化につながった案件があるのか。その辺について、説明をいただければというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、予定価格との差が大きいということでのお尋ねをいただきました。

実はこの予定価格設定につきましては、それぞれ4社で販売しているということもありますので、それぞれの参考見積を提出いただいて、その最低額で予定価格として設定させていただいたものであります。正直申し上げまして非常に金額多いのでどういった背景があるのかというようなことで落札業者ともいろいろ聞き取りをさせていただきました。

一応4月中旬に下取車の内覧会というのを実施させていただきました。今回、下取価格としては、最終的な入札の価格ですが、各社まちまちですが、262万5千円の下取価格ということでございます。今回は交換契約ということで、その差引分で2,152万5千円で購入するという事になっている訳ですが、その内覧会を見積もりとった後の内覧会ですが、そこにおいて非常に官公庁といいますか、訓子府町で使っている現行の除雪ドーザについては、非常に程度がいいということで、実際には、この価格以上で相当高く売れるのではないのかというような見込みもあるようでありまして、そういった面では、目一杯がんばらせていただきましたということでもあります。

最高の価格につきましては、約3,400万円程度ですから、非常に機械によって開きが多いと言うのも実態でございます。この2,152万5千円、他社でもこれに近い金額の札入れもありましたので、各社ともそれぞれ精一杯がんばっていただいたのかなということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端議員。

○8番（河端芳恵君） 先ほどの説明の中で、納期が26年3月25日ということですが、これはいろいろな事情、排ガス規制とか、いろいろなこと先ほど説明ありましたが、この納期というのは、一番必要な時を過ぎるということで、何とかならないのか。もっと前倒しにならないのか。今年の小型ロータリーも一番雪の降った時に間にあわなかったということもあります。

それともう1点、今、内覧会で、要するに車で言えば下取りに出すという考え、そういうかたちでよろしいのですか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 2点のお尋ねをいただきました。

まず、納期、もっと早くならないのかということに関してですが、これにつきましては、いろいろ入札に参加される業者との事前にいろいろな聞き取りをした結果、今回、本町においては、国の補正予算でもって最終的に更新が認められたということで購入するものですが、全国的には、非常に発注の台数が増えているというようなことでございます。実はこのTCMの会社で申しますと実際には10月初旬からの販売ですが、3月初旬からのもう既に発注受付はしているということでございます。全国的には、本町のように国の補

正予算を使って更新するケース、台数が非常に多いという傾向がありまして、特に、私どもとしては、本当は11月ぐらい、少なくとも12月中ぐらいにはほしいというようなことも考えていたのですが、間違いなく間にあわないだろう。年度内であれば何とかというようなことがございましたので、この26年3月に納期を設定させていただいた。

本町の除雪機につきましては、現行の車両、まったく同じタイプのもの、機能を持ったもので購入する訳ですが、まだまだ使用に耐える状況でございますので、実際の除雪作業には、支障がないということをご理解をいただきたいと思っております。

内覧会につきましては、一応これは下取りをするということが条件での入札ということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第37号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成25年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後12時17分